

令和2年7月15日

労働基準法違反申告書

横浜北労働基準監督署長 殿

労働基準法違反の事実があるので、労働基準法第104条第1項に基づき、下記のとおり申告いたします。貴署におかれましては直ちに事実確認の上、違反事実を是正すべく職権の発動をいただきますようお願い申し上げます。

なお、当申告に関しては、青年首都圏ユニオン連合会（福岡市博多区博多駅東二丁目8番27号博多駅東パネスビル 電話番号050-5893-9729）執行委員長の が担当いたします。

1. 申告者 郵便番号 812-0013
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目8番27号
博多駅東パネスビル
電話番号 050-5893-9729
氏名 青年首都圏ユニオン連合会
執行委員長
同組合員
2. 違反者 所在地 神奈川県横浜市西区岡野1-9-13
ポートガーディアンII 3階
電話番号 045-624-8188
名称 グランティア株式会社
法人の場合の代表者 佐瀬 隼平（代表取締役社長）
3. 違反者の業種、従業員数など
飲食業 エステティック業
従業員 入退社が非常に激しいため、特定不可
4. 労働基準法違反の事実
申告者に対して、違反者は下記の違反行為をした。
(1) 第16条違反
違反者は、申告者に対し、「1年未満で会社を退職した場合、エステ講習料として金30万円を支払う」という損害賠償条項を半ば強制的に締結

させ、申告者を不当に拘束し、退職する権利及び職業選択の自由を奪った。

(2) 第37条違反

違反者は、申告者に時間外・深夜・休日労働をさせているにも関わらず、申告者の労働が「事業場外みなし労働」であるとして、割増賃金を支払ってない。

(3) 第32条違反

違反者は、申告者に対して1日8時間、週40時間を超える労働を行わせた。

(4) 第13条違反

違反者は、法定労働時間を超える契約を従業員と締結している

貴署におかれましては、上記労働基準法違反の事実の調査と違反に対する必要な権限行使を速やかに行われるように求めます。

5. 添付資料

(1) 違反者が違法契約を元に申告者の退職に際し、損害賠償請求を行った書面の写し

(2) その他関連する資料

(雇用契約書・同意書・給与明細・秘密保持に関する誓約書)

6. 今回の申告への対応について

令和2年4月1日付厚生労働省労働基準局長名で発出された、「労働基準法の一部を改正する法律及び労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について」において、労働基準法の一部を改正する法律（令和2年法律第13号。以下「改正法」という。）については、令和2年3月31日に公布されたところであるが、改正法による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「新労基法」という。）並びに同日に公布された労働基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第76号。以下「改正省令」という。）による改正後の労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「新労基則」という。）及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則（平成4年労働省令第26号。以下「新労働時間等設定改善則」という。）の内容等は以下のとおりであるので、これらの施行に遺漏なきを期されたい。と示され、賃金請求権の消滅時効期間の延長が指示されたところでございます。

貴署におかれましては、労働基準法の一部改正を含む世情を鑑み、厳しい態度で臨まれますことを要請いたします。

以上